

九州大学芸術工学部ネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人九州大学芸術工学部(以下「芸術工学部」という。)では、「九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針」(平成29年12月13日総長裁定、以下「本学基本方針」という。)に基づき、芸術工学部で管理、使用する施設等にネーミングライツ事業者に命名権又は広告を掲載する権利(以下「命名権等」という。)を付与し、命名権等を付与された事業者(以下「ネーミングライツパートナー」という。)からネーミングライツ料を得て、芸術工学部における学生への教育支援および若手教員への研究支援等を目的としたネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

1. 募集期間

随时募集

毎月、前月末までの応募に対して選考を行いますので、契約開始希望日から少なくとも4か月前を目安として申請いただくようお願いします。

2. 対象施設

建物	対象室(スペース)	面積(m ²)
①デザインコモン		1,238
②デザインコモン	1階GEIKOラウンジ	290
③デザインコモン	2階アクティブ・ラーニングスペース	290
④多次元デザイン実験棟		2,083
⑤多次元デザイン実験棟	1階実験ホール	360
⑥多次元デザイン実験棟	1階オープンスタジオ	102
⑦多次元デザイン実験棟	2階スタジオ6	102

3. 契約希望条件

(1) ネーミングライツ料

建物	対象室(スペース)	年額
①デザインコモン		1,200万円以上
②デザインコモン	1階GEIKOラウンジ	430万円以上
③デザインコモン	2階アクティブ・ラーニングスペース	340万円以上
④多次元デザイン実験棟		2,000万円以上
⑤多次元デザイン実験棟	1階実験ホール	540万円以上
⑥多次元デザイン実験棟	1階オープンスタジオ	120万円以上
⑦多次元デザイン実験棟	2階スタジオ6	100万円以上

※消費税及び地方消費税を含む

(2)ネーミングライツによる愛称設定期間

3年以上

更新を希望する場合、優先的に交渉することができるものとします。

ただし、更新は2期(6年)を限度とし、改めて公募します。

(3)愛称使用開始時期

ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

4. 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人・自然人と法人格のない団体のすべてを対象とします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

(2)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)

並びに暴力団密接関係者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

(3)貸金業法第2条第1項の規定による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

(5)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所を開設したもの以外で、手技、温熱、電気、光線、刺激等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの

(6)行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(7)国税、地方税等を滞納しているもの

(8)法令等に違反するもの

(9)その他次の①から⑥に該当し、九州大学が適当でないと判断するもの

① 公序良俗に反するおそれのある事業を行うもの

② 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

③ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

④ 人権を侵害するおそれがあるもの

⑤ 社会問題を起こしているもの

⑥ 対象施設の運営に支障を及ぼし、本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

5. 愛称設定条件

(1)愛称は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。

(2) 対象施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認めないこととします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張に係るもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑦ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧ 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑪ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑫ その他、本学が命名権として設定することが適当でないと認めたもの

(3) 契約期間中における愛称の変更は原則としてできないものとします。

6. 特典

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります。(詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

- (1) 愛称のサインや案内看板等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議を必要とします。
- (2) 本学の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努めるものとします。特に、建物へのネーミングライツを設定した場合には、本学ホームページ等に掲載するキャンパスマップ等に建物名称として記載するとともに、多くの学外者が参加するイベント等においてその愛称を利用します。対象室(スペース)に設定した愛称についても、イベントなどにおいてその愛称を利用するこ^トにより普及と定着に努めます。
- (3) ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることを PR することができます。
- (4) その他、希望される特典等(付帯条件)があれば提案することができます。

7. 応募方法

(1) 提出書類・提出部数

- ① 申込書(別添様式1) 1部
- ② 誓約書(別添様式2) 1部
- ③ 会社概要・パンフレット 12部(メールで提出の場合は電子データで1部)

- ④ 提案書(提案有の場合) 12部(メールで提出の場合は電子データで1部)
(サイン等を設置する場合は、芸術工学部ネーミングライツサイン等設置ルール(別紙)に則ったイメージ図の提出が必要です。)

(2)留意事項

- ① 応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類は必要に応じて複写します。

(3)提出先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学施設部施設企画課総務係

Tel :092-802-2044

Fax:092-802-2048

e-mail:ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

(4)提出期限

契約開始希望日から少なくとも4か月前の月末までに提出してください。

8. 選考方法

次の基準に基づき、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募の趣旨、愛称案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。ただし、サイン等の設置提案があった場合には、別途大橋キャンパスデザイン検討ワーキンググループ(以下「WG」という。)でデザインについての審査を行います。

(1)次の資格要件を全て満たした応募者を選考対象とします。

① 提出資料の確認

申請時の提出資料が揃っているか確認します。提出資料に不備又は虚偽があった応募者は失格とし、提出資料が虚偽の内容なく全て揃っている応募者のみを選考対象とします。

② 応募資格の確認

応募者としての資格を確認します。資格のない応募者は失格とします。

③ 設定条件の合致

提案が命名権の設定条件を満たしているか確認します。設定条件を満たしていない応募者は失格とします。

(2)サイン等の設置を行う場合、WGにおいて提案デザインの審査を行い、キャンパスの景観を阻害すると判断した場合には修正等を求めることがあります。

(3)ネーミングライツ選定委員会において、(1)の資格適否を全て満たし、(2)の審査を経て、かつ、①応募の趣旨、愛称案が適と判断された応募者のうち、次の②③④の合計得点が最も高い者をネーミングライツパートナーとして選定します。ただし、②③④のうち、一つでも0点の項目がある応募者は失格とします。

- ① 応募の趣旨、愛称案(適・否)
 - ・ネーミングライツパートナーとして適正の判定を行います。
 - ② ネーミングライツ料年額(50 点)
 - ・財政的な観点から高いほど高得点とします。
 - ③ サイン等のデザイン(50 点)
 - ・WG が大橋キャンパスの景観に調和していると判断した場合には、50点を加算します。
 - ・サイン等設置の希望がない場合には、50 点を加算します。
 - ④ 契約期間(10 点)
 - ・命名権として定着させる観点から期間が長いほど高得点とします。
- (4)合計得点が同点の場合はネーミングライツ料年額が高い提案を行った業者の順位を上位とします。ネーミングライツ料年額が同額であった場合は抽選とします。
- (5)建物と建物内スペースの両方に応募があった場合は建物を優先します。
ただし、建物と同建物内対象室(スペース)(例:①デザインコモン と ②デザインコモン 1 階 GEIKO ラウンジ 等)の両方のネーミングライツパートナーとなることを希望する場合は、この限りではありません。この場合において、対象室(スペース)のネーミングライツ料は、3. 契約希望条件(1)ネーミングライツ料に記載の年額に 0.6 を乗じた額を最低料金とします。

9. 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、ネーミングライツパートナーの選定の可否について、選定後速やかに文書で通知します。

また、選定の結果は、本学のホームページや広報誌等により公表します。

10. 契約の締結

ネーミングライツパートナーとして選定された者とネーミングライツに関する契約を締結します。

11. 費用負担

愛称サイン及び案内看板等の設置、変更、設定期間満了並びに契約解除後の原状回復に要する経費その他愛称設定に伴い発生する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。但し、本学のホームページ及び印刷物等の表示変更に要する経費は、本学の負担とします。

12. 契約解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設の運営イメージが損なわれる恐れが生じた場合又はネーミングライツパートナーの事情、瑕疵により、愛称の維持が困難な場合には契約を解除することがあります。

また、新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や設定した愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

13. その他

- (1) 設定した愛称は、施設の正式名称ではないことから、規則等の改正は行いません。
- (2) 愛称のサインや案内看板等の内容や設置場所等については、申込みのあった愛称(案)を基本として本学と協議の上、決定します。
- (3) 愛称は、本学の対象施設ホームページで表示するほか、印刷物などでも記載されます。
- (4) 現場確認を希望する場合は、必ず募集要項の交付を受けた上で、7. 応募方法(3)提出先に記載する連絡先にて日程調整を行ってください。
- (5) 愛称の設定にあたっては、「九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針」が適用されます。
- (6) その他必要な事項は別添の契約書案に定めるとおりとします。なお、当該契約書案により難い事項がある場合は、本学と協議のうえ決定するものとします。

【本件に関するお問い合わせ先】

(募集要項等全般について)	(公募対象施設について)
〒819-0395 福岡市西区元岡 744	〒815-8540 福岡市南区塩原 4 丁目 9 番 1 号
九州大学施設部施設企画課総務係	九州大学芸術工学部事務部財務課大橋保全係
Tel :092-802-2044	Tel :092-553-4415
Fax:092-802-2048	Fax:092-553-4414
e-mail:ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp	e-mail:gkekoei@jimu.kyushu-u.ac.jp